平成２７年（フ）第１７５２号
名古屋市守山区西新17番13号
債務者　三浦　一浩
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７９７号
名古屋市千種区日岡町３丁目１番地の６　ナーシング和楽縁311号、従前の住所名古屋市千種区日岡町３丁目１番地の６　ナーシング和楽縁107号
債務者　寺西　　正
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８９８号
愛知県東海市富貴ノ台５丁目６番地３
債務者　濵口　千聡
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５７号
神奈川県厚木市中町３丁目２番18―301号
債務者　横山　ツワ
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５６１号
神奈川県平塚市河内463番地の１
債務者　萩原　博文
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５６８号
神奈川県小田原市穴部458番地の10
債務者　千葉美津子
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１１１６３号
東京都新宿区西早稲田１丁目18―２―301
債務者　鳥羽蓮之介
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１７０号
東京都世田谷区弦巻５丁目13―19―406
債務者　塚田　昌子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１８６号
東京都葛飾区南水元４丁目３―11―102
債務者　山本　博子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１８７号
東京都板橋区大山金井町41―５―107
債務者　川口　邦男
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１９８号
東京都葛飾区西水元６丁目12―13
債務者　境　　嘉和
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１９９号
東京都江戸川区南小岩１丁目14―７　牧野方
債務者　大沢　義人
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２００号
東京都立川市幸町２丁目16―４　都営幸町第五　６棟202号
債務者　長谷川　勝
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２０１号
東京都立川市幸町２丁目16―４　都営幸町第五　６棟202号
債務者　長谷川佳美
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２０８号
東京都足立区入谷１丁目５―１―501
債務者　村山　真琴
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２１４号
東京都世田谷区羽根木１丁目26―７―307
債務者　高柳　　淳
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部